利用者のために

1 調査の目的

林業経営統計調査(以下「調査」という。)は、育林、素材生産の施業・林業経営を 行っている林家及び栽培きのこを生産する経営体の経営収支等を把握し、施策に必要な 資料を作成することを目的とする。

2 調査の根拠

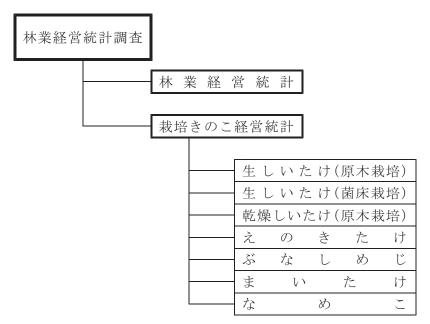
調査は、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査の体系

本調査は、林家を対象とした林業経営統計及び栽培きのこを生産している経営体を対象とした栽培きのこ経営統計からなっている。



5 調査の対象

調査は、「林家」及び「栽培きのこ経営体」を対象とした。

- (1) 本調査における「林家」とは、林業を行う世帯であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業(育林、伐採及び素材生産) を行っていること。
 - イ 保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働日 数が30日以上であること。
- (2) 本調査における「栽培きのこ経営体」とは、生しいたけ(保有ほだ木数3,000本以上の原木栽培、菌床栽培)、乾燥しいたけ(保有ほだ木数3,000本以上の原木栽培)、えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ及びなめこのいずれかを生産し、その栽培きのこ

の過去1年間の販売額が50万円以上である農家をいう。

なお、生しいたけ(原木栽培)及び乾燥しいたけについては平成15年度調査までは 保有ほだ木数3,000本未満の農家についても調査対象に含めていたが、16年度調査以 降、調査対象から除外することとした。

6 調査の実施と取りまとめ方法

(1) 林業経営統計

ア 調査林家の選定

調査は標本調査により行った。標本(調査林家)は、2000年世界農林業センサス(以下「センサス」という。)結果等から、次の手順で調査林家を選定した。

(7) 1 林家当たり平均林業粗収益について標準誤差率(目標精度)が5.0%になるように標本数を算出し、全体の総標本数を450とした。次に、総標本数を次表に示す保有山林面積規模別に最適配分した。

保有山林面積規模区分

区分	1	2	3	4	
保有山林	20ha以上	50ha以上	100ha以上	5001 DL L	
面積規模	50ha未満	100ha未満	500ha未満	500ha以上	

- (4) さらに、センサス結果による林家数に比例して都道府県別に配分した。 なお、標本の配分に当たっては、配分される都道府県の最低標本数を5とする ことを原則とした。
- (ウ) 都道府県別にセンサス結果において調査対象に該当した林家を階層別に保有山 林面積の小さい方から順に配列した名簿を作成し、系統抽出法により調査林家を 選定した。

イ 調査対象期間

本調査は、平成19年4月1日から20年3月31日までの期間を対象とした。

ウ 調査事項

労働力の状況及び林業労働投下量、保有山林面積、林業用資産、林業経営収支、 その他林業経営に関連する事項を調査した。

エ 調査方法

調査は、調査林家に林業経営日誌を配付して行う記帳調査(自計調査)及び職員の面接により行った。

オ 調査結果の集計方法

調査林家全体のうち、調査対象期間を通じて調査対象に該当した林家の調査結果をそれぞれ林業経営統計結果表の様式(巻末参照)に取りまとめ(集計戸数については、9の(2)を参照。)、母集団を保有山林面積規模等により区分して得られる集計対象区分に属する林家の1戸あたり平均値を次の推定式により算出した。

$$\frac{1}{x} = \frac{\sum_{i=1}^{m} fixi}{\sum_{i=1}^{m} fi}$$

x = x の 1 戸当たり平均値

xi = 集計対象区分のi番目の標本のxの値

fi = 集計対象区分の i 番目の標本の抽出率(保有山林面積規模別全国 農業地域別)の逆数

m = 集計対象区分の集計標本数

また、「林齢別樹種別林業経営費」については、樹種・林齢ごとに各費目の総和を算出し、これを樹種・林齢ごとの林小班面積の総和で除して1ha当たりの費用を求めた。

カ 統計表の表章

(ア) 全国

平成15年度から19年度を表示した。

(イ) 保有山林面積規模別

「20~50ha」、「50~100ha」、「100~500ha」、「500ha以上」を表示した。

(ウ) 林業施業状況別

自家山林の植付け、下刈り、枝打ち・つる切り・除伐等の育林作業の有無により「育林・素材生産」と「素材生産」に区分し、表示した。

(エ) 全国農業地域別

「農林水産統計に用いる地域区分」により、次のとおり表示した(沖縄を除く。)。

全国農業地域の区分

		王国及未地域の区力
全国農業	地域名	所属都道府県名
北海	道	北海道
東	北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北	陸	新潟、(富山)、石川、福井
関東・	東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、(千葉)、東京、(神奈川)、(山梨)、
		長野
東	海	岐阜、静岡、愛知、三重
近	畿	(滋賀)、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中	玉	鳥取、島根、岡山、広島、山口
兀	玉	徳島、(香川)、愛媛、高知
九	州	福岡、(佐賀)、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

注:() は本調査で対象林家のない県である。

(オ) 林齢別樹種別林業経営費

林齢別樹種別林業経営費は(ア)~(エ)によらず、全国及び地域別の平成19年度結果を表章した。地域区分は、下表のとおりである。

地	域		名	所属都道府県名		
北	海		道	北海道		
東北	•	北	陸	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、(富山)、		
				石川、福井		
関東・	東山	• 	頁海	茨城、栃木、群馬、埼玉、(千葉)、東京、(神奈川)、		
(山梨)、長野、岐阜、静岡、愛知、三重						
近 畿	•	中	玉	(滋賀)、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、		
				島根、岡山、広島、山口		
兀 玉	•	九	州	徳島、(香川)、愛媛、高知、福岡、(佐賀)、長崎、		
				熊本、大分、宮崎、鹿児島		

注:()は対象林家のない県である。

(2) 栽培きのこ経営統計

ア 調査経営体の選定

調査は標本調査により行った。標本(調査経営体)はセンサス結果等から、次の手順で選定した。

(ア) しいたけ

a 1 林家当たり平均粗収益について、生しいたけ(原木栽培)、生しいたけ(菌 床栽培)及び乾燥しいたけ(原木栽培)別にそれぞれ標準誤差率(目標精度) が5.0%になるように標本数を算出し、生しいたけ(原木栽培)は118、生しい たけ(菌床栽培)は80、乾燥しいたけ(原木栽培)は97の標本数とした。次に、 標本数を次表に示す保有ほだ木数規模別及び菌床数規模別に最適配分した。さ らに、生産者数に比例して都道府県別に配分した。

原木栽培における保有ほだ木数規模区分

区分	1	2	3		
保有ほだ木	3,000本以上	10,000本以上	30,000本以上		
数規模	10,000本未満	30,000本未満			

注:平成16年度調査より3,000本未満を対象から除外した。

菌床栽培における保有菌床数規模区分

区分	1	2	3	4	5
菌床数 規 模	5,000個未満		10,000個以上 15,000個未満		20,000個以上

- b 生しいたけ (原木栽培)、生しいたけ (菌床栽培)及び乾燥しいたけ (原木栽培)別に、センサス結果から販売金額が50万円以上の経営体を抽出して、都道府県別・階層別に保有ほだ木数又は保有菌床数の小さい方から順に配列した名簿を作成し、系統抽出法により調査経営体を選定した。
- (イ) えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ、なめこ
 - a 標本数をそれぞれ15に設定した。なお、目標精度は定めていない。
 - b これを平成14年特用林産物需給動態調査結果の都道府県別生産者数の多い都 道府県にほぼ均等になるよう配分した。
 - c 品目別に、センサス結果から販売金額50万円以上の経営体を抽出した都道府 県別の抽出名簿を作成し、都道府県別に無作為に調査経営体を選定した。

イ 調査対象期間

本調査は、平成19年4月1日から20年3月31日までの期間を対象とした。

ウ 調査事項

労働力の状況及び栽培きのこ労働投下量、きのこ生産概況、栽培きのこ経営収支、 その他栽培きのこ経営に関連する事項を調査した。

工 調査方法

調査は、調査経営体に栽培きのこ経営日誌を配付して行う記帳調査(自計調査) 及び職員の面接により行った。

オ 調査結果の集計方法

調査経営体全体のうち、調査対象期間を通じて調査対象に該当した経営体の調査 結果をそれぞれ栽培きのこ経営統計結果表の様式(巻末参照)に取りまとめ(集計 戸数については、9の(2)を参照。)、それを次の方法により集計した。

(ア) しいたけ

規模別の平均値は単純平均により算出した。各規模区分を統合した全体の平均値は、特用林産物需給動態調査の平成19年の結果を用いて次の推定式により算出した。

$$\overline{X} = \sum_{i=1}^{L} \frac{Ni}{N} \cdot \frac{1}{ni} \sum_{j=1}^{ni} xij$$

x = x の 1 戸当たり平均値

N = 調查対象生産者数(特用林産物需給動態調查)

Ni = i番目の階層の生産者数 (特用林産物需給動態調査)

L = 階層の数

ni = i番目の階層の集計標本数

xij = i番目の階層のj番目の標本のxの値

(イ) えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ、なめこ 単純平均により算出した。

カ 統計表の表章

(ア) しいたけ

平成15年度から19年度の全国平均を表示した。

また、平成19年度については、保有ほだ木数規模別又は保有菌床数規模別を表

示した。なお、生しいたけ(原木栽培)及び乾燥しいたけ(原木栽培)の平成15年度調査については、保有ほだ木数3,000本未満の農家を除外した結果を() 書きとして算出した。

(4) えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ、なめこ 全国平均を表示した。

7 統計項目の説明

- (1) 林業経営統計
 - ア総括表
 - (7) 固定資本額

林業用資産の償却資産(建築物、構築物、機械類(企画管理用機器を含む。)、 しいたけ用ほだ木)の年度始め現在価を計上した。

- (イ) 林木資本額 林木資産の年度始め現在価を計上した。
- (ウ) 流動資本額 林業経営費から減価償却費を差し引いた額に1/2(平均資本凍結期間6か月) を乗じた額を計上した。
- (エ) 林業所得 林業粗収益から林業経営費を差し引いた額を計上した。
- (t) 林業所得率(%) = $\frac{\text{林業所得}}{\text{林業粗収益}}$ × 100
- (カ) 林業純生産 = 林業粗収益 (林業経営費 雇用労賃 負債利子)
- (キ) 林業依存度(%) = <u>林業所得</u> × 100 林業所得+農業所得+その他自営業所得

- (コ) 林業固定資本千円当たり林業所得 = <u>林業所得</u> × 1,000 林業固定資本額
- (\dagger) 保有山林面積 1 ha当たり純生産 = $\frac{$ 林業純生産 保有山林面積 (ha)
- (ス) 林業固定資本千円当たり純生産 = <u>林業純生産</u> × 1,000 林業固定資本額
- (セ) 林業採算粗収益 = 林木蓄積増減の評価を加えた林業粗収益

- = 林業粗収益 伐採林木減少額 + 林木成長額
- 注:1 伐採林木減少額=調査期間内における林木の伐採量を原価主義により求めた造林以 降伐採までの費用累積額によって評価した。
 - 2 林木成長額=調査期間内における林木の成長量を原価主義によって評価した。
- (火) 林業採算所得 = 林業採算粗収益 林業経営費

イ 林家の概況

(ア) 年度始め世帯員

年度始め現在の人員を計上した。就業形態別人員は従事した日数の最も多い就業形態に計上した。

(4) 林業労働力

1日以上林業経営に従事した者を計上した。

- ウ 経営土地の状況
 - (7) 保有山林面積

林家が保有する人工林、天然林、伐採跡地、特殊樹林・竹林の年度始め現在の 面積を計上した。

a 人工林

人工造林及び人工下種による山林をいう。

b 天然林

天然下種、ぼう芽などの天然更新による山林で人工林以外の山林をいう。

c 伐採跡地

人工の樹木を伐採して、いまだ植林していない土地及び天然林の伐採跡地で 人工造林する予定地を伐採跡地とし、人工林の伐採跡地であっても天然更新と なったものは天然林とした。

d 特殊樹林·竹林

材を利用する目的ではなく、樹実、樹皮などを採取する目的の林地をいう。

e 所有地

貸付けた土地を除いた土地をいう。

f 割地

共有林などのうち、権利者が使用収益できる範囲を決めて区分されている土 地をいう。

g 借入地

他人から貸借している山林で、分収林を除いた土地をいう。

h 分収林

単独で分収契約(造林費や育林費を負担し、伐採時にその収益を分配する契約)を結んで借り入れている山林をいう。

i 貸付山林

貸付山林のほか、分収契約に出している山林を含む。

(4) 樹種別・林齢区分別山林面積

林家が経営する山林の樹種別・林齢区分別山林面積は、年度始め現在の面積を 計上した。したがって、年度内の造林(更新)面積は、年度末における1年生と して別に計上した。

工 林業労働投下量

1年間の自営林業に投下した家族、雇用別労働日数を林業部門別(育林、素材生産、受託、その他)に区分して計上した。

才 林業用資産

林家が保有する資産の年度始め現在価及び年度末現在価を計上した。

なお、林業専用資産及び林業との兼用資産のみを計上し、家計専用及び農業などの林業外専用資産は除外した。建築物、機械類の償却資産については、10万円以上のものとした。

(ア) 資産の評価

資産の評価は、年度始め現在で評価し、年度内及び年度末における評価替えは 行っていない。評価は取得価額によるが、取得価額が不明なものは通常取引され る市場価格等により評価し、建築物、構築物及び機械類については、次の算式に より年度始め現在価を算出した。

年度始め現在価 = 取得価額 - (1か年の減価償却額 × 経過年数)

a 土地

年度始め現在の法定評価額(地方税法による固定資産の課税標準の基礎となる土地の評価額)により評価し計上した。

b 建築物

林業用の建築物及び林業と他産業との兼用の建築物について評価し計上した。

c 構築物

索道、林道、炭がまなどの林業専用の構築物及び温室、乾燥室などの農業と 兼用している構築物について評価し計上した。

d 機械類

林業用の機械及び器具について評価し計上した。

e 企画管理用機器

企画管理労働に伴う機器について評価し計上した。

f 林木資産

すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、くぬぎ、なら、天然林など、経営山林で育林中のすべての林木について、「立木の樹齢別標準価額」(国税庁、財産評価基準書)により評価し計上した。

g 未処分林産物

林業生産物の未販売のもの、家計に仕向ける予定のもの、林業やその他の用に仕向ける予定のものなどの未処分林産物を時価により評価し計上した。

h 林業用生産資材

林業用に購入又は自家生産した原料及び材料で、年度末に在庫となる林業用 生産資材(苗木、肥料、薬剤等)を、購入資材については購入価額により評価 し、自家生産資材については時価により評価し計上した。

(イ) 減価償却額

建築物、構築物、機械などの償却資産について、平成19年度税制改正における 減価償却計算の見直しに伴い、償却資産の取得時期によって以下のとおり算出し た。

a 平成19年3月31日以前に取得した資産

(a) 償却中の資産

1か年の減価償却額= (取得価額-残存価額) ÷耐用年数

(b) 償却済みの資産

1か年の減価償却額= (取得価額−1円(備忘価額)) ÷5年

b 平成19年4月1日以降に取得した資産

1か年の減価償却費= (取得価額-1円(備忘価額)) ÷耐用年数

カ 林業用固定資産の保有状況

林家の保有している固定資産のうち、林業経営の主要な資産について年度始めの 数量及び評価額を表示した。

(7) 建築物

建築物のうち、兼用建築物については、林業用として利用した負担部分を計上した。

(イ) 機械類

償却資産として指定した機械類のうち、主な資産について計上した。

キ 林業粗収益

販売・受取(現金収入)額の総額及び部門別、内部仕向(家計消費等)額及び在庫増減額の総額を計上した。

(ア) 販売・受取 (現金収入)

生産年度にかかわらず、年度内に販売することによって得られた現金総額を計上した。

(イ) 内部仕向(家計消費等)

家計に消費するために仕向けた自営林業の生産物の時価評価額を計上した。

(ウ) 未処分林産物在庫増減額

未処分林産物の年度末在庫価額から年度始め在庫価額を差し引いた額を計上した。

(エ) 立木販売

経営山林の林木を立木のまま販売したものであり、その林地により人工林及び その他(天然林、林地散在木等)に区分し、さらに、人工林については主伐・間 伐別に計上した。

(オ) 素材生産

保有山林又は自家以外の立木から素材、いわゆる丸太(そま角を含む。)を生産して販売した価額及び家計消費等に仕向けた価額を計上した。

(カ) その他収入

栽培きのこ、薪炭(まき、木炭)、竹(竹材、たけのこ)、山林副産物(天然きのこ、うるし、わらび等)、受託収入、その他(種苗生産、入山料、共有林収入等)別に計上した。

ク 林業経営費

総額及び費目別経営費を表示し、総額については購入・支払(現金支出)、減価 償却費、処分差損益、生産資材在庫減少額別に表示した。

(ア) 購入・支払 (現金支出)

林家が当年度に支払った林業経営上の現金支出額を計上した。したがって、必ずしも当年度の経営に投入した経営費のみを構成するものではなく、当年度以降に消費する目的で購入した物財の支払額も含んでいる。

(イ) 減価償却費

建築物、構築物、機械類など償却資産である資本財について、当年度の林業経営で負担すべき減価償却費を計上した。

(ウ) 処分差損益

原木、機械類、建築物、構築物、企画管理に関わる諸材料の売却・廃棄による 処分価額と年度始め現在価の差損を計上した。

(エ) 林業生産資材の在庫増減額

林業生産資材の年度始め在庫価額から年度末在庫価額を引いた額を計上した。

ケ 育林施業面積

林家が1年間に行った施業(地ごしらえ、植付け、下刈り、枝打ち・つる切り・ 除伐、伐採、受託)面積を主要樹種別に計上した。

コ 林業経営用借入金

年度始め及び年度内に発生した林業経営に係わる借入金を財政資金、都道府県・ 市町村の資金、森林組合等の系統資金別に表示した。

サ 林齢別樹種別林業経営費

林齢別樹種別林業経営費は、主要樹種・林齢ごとに、1ha当たりの育林に要した費用を算出したものである。算出は、林業経営統計調査の調査林家が記帳した林業経営日誌において把握する物材費、林業投下労働状況等、林小班編成表により整理した樹種・林齢別人工林面積等を基に、1戸当たりの費用を主要樹種・林齢(齢級)ごとに配分し、1ha当たりの費用を求めることにより行った。具体的な算出方法は以下のとおりである。

なお、この算出結果については、標本数が少ない林齢・樹種があるので、利用に 当たっては注意されたい。

(7) 算出対象

算出は、調査林家が保有する山林のうち、次の5樹種の樹齢50年生以下の林小班について、調査対象期間始めに存在したもの及び調査対象期間内に調査林家の保有となったものを対象に行った。(ただし、切捨て伐採、風水害、火災、資産分割などの山林や、保安林分、幼齢林の土地付き立木販売については除く。)

- ① すぎ
- ② ひのき(さわらを含む。)
- ③ あかまつ・くろまつ(外来ピヌスを含む。)
- 4 からまつ
- ⑤ えぞまつ・とどまつ(あかえぞまつを含む。)

なお、この場合の「林小班」は、調査林家ごとに、同一樹種・林齢(齢級)の 林小班を一つのグループとしたものである(以下同様)。

(4) 算出方法

各費目の算出は、調査林家ごとに、林業経営統計調査の調査結果の各費目を、育林作業時間及び面積等を基に各林小班ごとに配分した後、樹種・林齢(齢級)ごとに加算して各費目の総和を算出し、これを樹種・樹齢(齢級)ごとの林小班面積の総和で除して1ha当たりの費用を求めることにより行った。

なお、配分に使用する割合は次のとおりであり、各費目についての具体的な算 出方法は、以下のとおりである。 作業面積割合 = 配分する樹種・林齢別林小班の作業面積 同一作業の総面積

作業時間割合 = 育林作業時間計 総林業労働時間

> - 配分する樹種・林齢別林小班の育林作業面積 育林作業の総面積 × 0.5

a 労働費

家族労働が投入された林小班ごとに家族労働時間を配分し、これに労働単価 を乗じて算出した。労働単価は、全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関 する調査結果」の「造林」結果による1時間当たり単価とした。

雇用労賃は、実際に支払った育林費用の雇用労賃を育林作業の雇用労働が投入された林小班ごとに配分した。

- b 種苗費、肥料費、薬剤費及び諸材料費 育林作業を行った林小班ごとに、作業面積割合に比例して配分した。
- c 器具費、機械修繕費(減価償却費を除く。)、建物維持費(減価償却費を除く。)及び賃借料・料金

育林作業を行った林小班に作業割合を用いて配分した。

- d 請負わせ料金 該当した林小班ごとに、作業面積割合に比例して配分した。
- e 減価償却費

育林作業に用いた機械類等の償却資産の減価償却費について、作業時間割合により育林負担額を算出し、次に、育林負担額を育林作業が行われた林小班ごとに作業割合を用いて配分した。

- f 負債利子、物件税・公課諸負担及びその他の雑支出 全ての林小班に各林小班面積に応じて配分した。
- g 固定・流動資本利子

固定資本利子は、減価償却費と同様の手順で林小班に対して配分した固定資本額(償却資産の年度始め現在価)に0.045の利子率を、流動資本利子は、すべての林小班に対して流動費用合計額(a~d及びfの合計)の2分の1の額に0.045の利子率を乗じて算出した。

h 林木資本利子

林木資本利子は、以下により算出した。

$$xy = \left\{ \sum_{i=1}^{y-1} (oi + xi) \right\} \cdot p$$

xy = y林齢の林木資本利子

xi = i 林齢の林木資本利子

oi = i 林齢の経営費

p = 利率 ($y \le 30$ の場合はp=0.045、それ以外は0.03)

(2) 栽培きのこ経営統計

ア総括表

(ア) 栽培きのこ所得

栽培きのこ粗収益から栽培きのこ経営費を差し引いた額を計上した。

- (4) 栽培きのこ所得率(%) = $\frac{$ 栽培きのこ所得 \times 100
- (ウ) 純生産 = 栽培きのこ粗収益 (栽培きのこ経営費 雇用労賃 負債利子)
- (エ) 付加価値率(%) = <u>純生産</u> × 100 栽培きのこ粗収益
- (オ) 労働時間1時間当たり所得 = 栽培きのこ所得家族労働時間
- (カ) 固定資産千円当たり所得 = <u>栽培きのこ所得</u> × 1,000 固定資産(年度始め現在価)
- (キ) 労働時間1時間当たり純生産 = <u>純生産</u> 家族労働時間
- (ク) 固定資産千円当たり純生産 = <u>純生産</u> × 1,000 固定資産(年度始め現在価)

イ 年度始め世帯員

- (ア) 世帯員については、年度始め現在の人員を計上した。就業形態別人員は、従事 した日数の最も多い就業形態に計上した。
- (4) 労働力については、1日以上栽培きのこ経営に従事した者を計上した。
- ウ 固定資産の保有状況

主要な資産の年度始め数量及び現在価を計上した。

エ 栽培きのこ資産

栽培きのこ経営のための資産を固定資産、流動資産別に計上した。

(7) 固定資産

栽培きのこ用資産の償却資産(建築物、構築物、機械類、ほだ木)の年度始め 現在価及び年度末現在価を計上した。

(イ) 流動資産

未処分きのこ及びきのこ用資材(薬剤、縄など、栽培きのこ経営に投下するための資材)の年度始め現在価及び年度末現在価を計上した。

オ 売掛未収入金及び買掛未払金

栽培きのこを販売した場合の未収入金及び栽培きのこ用資材を購入した場合の未 払金を計上した。

力 生產概況

(ア) 年度始め保有ほだ木数

年度始めにおける未成熟ほだ木と成熟ほだ木を合わせた数を計上した。

(イ) 年間使用ほだ木数

1年間に収穫のために使用した成熟ほだ木の数を計上した。

(ウ) 年度始め保有菌床数

年度始めにおける培養中の菌床と収穫中の菌床を合わせた数を計上した。

(工) 年間使用菌床数

1年間に収穫のために使用した菌床の数を計上した。

(オ) 培養用地面積

ほだ木の伏せ込み(原木栽培)又は菌床の培養(菌床栽培)に使用した面積であり、屋外、屋内を問わず、培養に使用した面積を計上した。

(力) 発生用地面積

きのこを発生させるために使用した面積であり、屋外、屋内を問わず、発生に 使用した面積を計上した。

キ 栽培きのこ粗収益

(ア) 販売・受取 (現金収入)

生産年度にかかわらず、年度内に販売することによって得られた現金総額を計上した。

(4) 内部仕向(家計消費等)

家計に消費するために仕向けた生産物の時価評価額を計上した。

(ウ) 未処分きのこ在庫増減額

未処分きのこの年度末在庫価額から年度始め在庫価額を差し引いた額を計上した。

ク 栽培きのこ経営費

総額及び費目別経営費を表示し、総額については購入・支払(現金支出)、減価 償却費、処分差損益、生産資材在庫増減額別に表示した。

(ア) 購入・支払 (現金支出)

当年度に支払った栽培きのこ経営上の現金支出額を計上した。したがって、必ずしも当年度の経営に投入した経営費のみを構成するものではなく、当年度以降に消費する目的で購入した物財の支払額も含んでいる。

(イ) 減価償却費

建築物、構築物、機械類など償却資産である資本財について、当年度の栽培きのこ経営で負担すべき減価償却費を計上した。

(ウ) 処分差損益

菌床材料・原木、機械類、建築物、企画管理に関わる諸材料の売却・廃棄による処分価額と年度始め現在価の差損を計上した。

(エ) 生産資材の在庫増減額

生産資材の年度始め在庫価額から年度末在庫価額を差し引いた額を計上した。

ケ 栽培きのこ経営借入金

年度始め及び年度内に発生した栽培きのこ経営に関わる借入金を財政資金、都道府県・市町村の資金、農業協同組合等の系統資金別に表示した。

8 実績精度

平成19年度調査結果における林業粗収益及び栽培きのこ粗収益の実績精度を標準誤差率 (標準誤差の推定値:推定値)により示すと、以下のとおりである。

調査名	標準誤差率(%)
林業経営統計	9.6
栽培きのこ経営統計	5.0
生しいたけ(原木栽培) 生しいたけ(菌床栽培)	5. 9 10. 7
乾燥しいたけ(原木栽培)	6. 2

9 利用上の注意

- (1) 平成16年度調査から栽培きのこ経営統計の標本数を削減した。
- (2) 集計戸数は、林業経営統計419、生しいたけ(原木栽培)104、生しいたけ(菌床栽培)77、乾燥しいたけ(原木栽培)82、えのきたけ15、ぶなしめじ14、まいたけ10、なめこ14である。

なお、えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ、なめこについては、標本を配置した地域が一部に限られ、標本数が少ないため、利用に当たっては注意されたい。

林齢別樹種別林業経営費の集計戸数は、下表のとおりであり、樹種・林齢によって標本数が少ないものがあることから、集計結果の利用に当たっては注意されたい。

また、「あかまつ・くろまつ」、「からまつ」及び「えぞまつ・とどまつ」については、対象林家において植林が行われなかったため1年生の標本がなく、本来、計上されるべき植林等に係る初期費用が計上されないので、利用に当たっては留意されたい。

	1年	2	3	4	5	6 ~ 10	11~ 15	16~ 20	21~ 25	26~ 30	31~ 35	36~ 40	41~ 45	46~ 50年
すぎ	8	15	33	27	36	89	121	136	162	197	212	239	251	254
ひのき	7	9	26	25	25	100	125	138	142	168	171	175	170	161
あかまつ・ くろまつ	_	_	2	1	1	2	5	4	14	15	25	38	74	79
からまつ	_	3	4	4	1	6	7	10	5	1	8	11	23	28
えぞまつ・ とどまつ	_		2	2	1	5	4	6	6	8	9	8	10	8

注:網掛け部分は3戸未満

- (3) 統計表中の計と内訳の積上げ値とは、四捨五入のため一致しない場合がある。
- (4) 統計表中で使用した記号は、次のとおりである。

「0」及び「0.0」: 単位に満たないもの (例:0.4千円→0千円)

「-」: 事実のないもの

「x」 :個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統

計数値を公表しないもの

「△」 : 負数又は減少したもの

統計調査結果について、調査対象数が3未満の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿 措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

本書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 林業・漁業経営統計班

電話 (03)3502-8111 内線 3637

直通 (03)3502-0954